

知多交通圏タクシー準特定地域協議会 構成員

令和6年1月10日現在

(敬称略)

根拠	区分	組織名	役職	構成員名
設置要綱 第4条(1)	関係地方公共団体の長又はその 指名する者	愛知県	都市・交通局 交通対策課長	山田 浩之
		半田市	建設部 都市計画課長	田中 秀則
		常滑市	市民生活部 市民協働課長	齋田 充弘
		東海市	総務部 交通防犯課長	武田 優璽
		大府市	都市整備部 都市政策課長	福島 智宏
		知多市	企画部 市民協働課長	平岩 佳代
		阿久比町	総務部 防災交通課長	西永 秀行
		東浦町	都市整備部 まちづくり課長	前床 昭二
		南知多町	総務部 成長戦略室長	山本 剛資
		美浜町	総務部 企画課長	戸田 典博
		武豊町	総務部 防災交通課長	長谷川 貴彦
設置要綱 第4条(2)	タクシー事業者等	愛知県タクシー協会	会長	青木 良浩
		名鉄知多タクシー株式会社	代表取締役	藤田 和弘
		安全タクシー株式会社	代表取締役	森川 栄二
		サンレー交通株式会社	代表取締役	都築 孝弘
		鯨第一交通株式会社	代表取締役	梅本 伸
		株式会社知多つばめタクシー	代表取締役	天野 朝之
		大興タクシー株式会社	代表取締役	潮田 憲
		名古屋エムケイ株式会社	代表取締役	神谷 文武
設置要綱 第4条(3)	労働組合等	全自交愛知地方連合会	副委員長	大原 友則
設置要綱 第4条(4)	地域住民の代表	半田商工会議所	専務理事	小柳 厚
		東海商工会議所	事務局長	下村 一夫
設置要綱 第4条(5)	鉄道事業者、バス事業者、宿泊施設 管理者等	半田市観光協会	事務局長	榊原 宏
		南知多町観光協会	事務局長	久世 守
設置要綱 第4条(6)	学識経験者	名古屋大学大学院	環境学研究科 教授	加藤 博和
		名古屋工業大学大学院	工学研究科 教授	鈴木 弘司
設置要綱 第4条(7)	半田労働基準監督署長又はその 指名する者	半田労働基準監督署	副所長	浦本 尚一
設置要綱 第4条(8)	愛知県半田警察署長又はその指 名する者	愛知県半田警察署	交通課長	伊藤 真司